

〈祈りのために〉

「鳩は夕方になってノアのもとに帰って来た。見よ、鳩はくちばしにオリーブの葉をくわえていた。」
(創世記8章11節)

ハトはなぜ、平和の象徴となったのでしょうか。この鳥は、毎年8月に行われる原爆記念日の式典にも登場します。人々がハトに託した願いと「安らかに眠って下さい。過ちは繰り返しませぬから」という言葉は明らかにつながっています。自分たち人類の犯した罪を悔い、もう二度と戦争の愚かさを繰り返さないという誓いを胸にいだきながらハトを空に放す、それは神との和解を求める祈りの行為ではないのでしょうか。

神の予告通り、ついに大洪水が始まりました。箱舟の窓から、神の怒りのために人間も動物もありとあらゆるものが滅ぼされてゆくのを見たノアの心中はいかばかりであったでしょう。嵐の中、箱舟の狭い部屋の中で、身をよせあい、必死に祈りを合わせているノアとその家族を想像してみてください。彼らにとって、世界は滅びたのです。

大洪水が始まったあと150日ののちに水が減って、箱舟はアララト山の上に止まりました。第10の月の1日に山々の頂が現れ、それから40日後にノアはようやく窓を開いて、からすを放しました。ノアはどうして40日もの間待っていたのでしょうか。それは彼が、神のかくも恐るべき世界への審判を見たことで恐怖と不安に打ちのめされて、何をすることも出来ず、箱舟の隠れ家の中でじっとしていたからだと考えられます。しかしいつまでもそうしているわけにはいきません。ノアは重い腰を上げてからすを放ち、続けてハトを放しましたが止まる所が見つからなかったので戻ってきました。ノアは一週間待ってもう一度ハトを放します。ハトは夕方になって帰って来ました。そのくちばしにオリーブの葉がありました。これは山岳地帯だけでなく遠方の平地からも水が引いたことを示しています。オリーブの葉を見たとき、ノアと家族の胸はどれほど感動にうちふるえたことでしょうか。それは神と人間の間の平和を伝えてきたのです。それはまた人間と人間、人間と自然の間にも平和があるように、というメッセージでもあるのです。

神と人間の間に平和があるとき、世界に平和があります。人間が神をないがしろにしたとき戦争が起こったし、これからも起こる可能性があります。しかし、たとえ歯止めがないまま滅びに向かうかのように見える時代にあっても、絶望してはなりません。「神様、もうこれ以上お怒りにならないで下さい」と、祈り続ける心が希望を呼び起こすことを信じます。

祈り 広島で、長崎で、南京で、そして世界の各地から空に放たれたハトが、オリーブの葉をくわえて帰ってきますように。

井上 豊 (広島長束教会牧師、靖国神社問題特別委員会委員)

[ヤスクニ問題と私]

神奈川外キ連主催「神奈川の渡日者の足跡を訪ねるツアー」に参加して

山田矩子（恵泉伝道所牧師）

今年5月、「相模湖・ダム」を訪ねるツアーに、各方面の方々と参加しました。相模湖は、多目的ダムによる人造湖です。日々、豊かに与えられている水や電気は、戦時下の強制連行、過酷な労働、尊い命の犠牲のもとにあります。その事実を40年近く記録し、謝罪し、語り伝えている「相模湖・ダムの歴史を記録する会」の方々から説明を受け、現地を案内していただきました。相模湖駅から下へと下っていったその湖底には、豊かな集落があったのです。戦時下、軍事関連事業に必要な水や電力を供給するため、神奈川県がダム建設に着手し、反対運動を続ける地元の人々は転居させられ、1940年から工事が始まりました。

戦時下の労働力不足を補うため、地方からの働き手や学徒動員で凌ぎ、労働力の多くは、国策により強制連行された朝鮮人、捕虜として連れてこられた中国人でした。危険、劣悪、過酷な労働により多くの犠牲者が出ましたが、創氏改名などのため名前も定かではなく、公文書には記録が残されていませんでした。そこで相模湖に住まう人々が、地元や関係者に聞きとり調査を始め、1976年に「相模湖・ダムの歴史を記録する会」が発足しました。そのきっかけは、「地元であって、このダム建設に伴う史実に無知であったことに気付いたため」といわれています。気付かされた人々が話を聞き、調べ、学び、訴え、祈り、この地方に起こったことから歴史を考え、次世代の若者たちに伝えていく、地道な作業が続けられています。湖銘碑には、日本、韓国、中国の三カ国語で碑文が記されています。

これらの取り組みから一つのことが示されます。1969年の「靖国神社法案」の国会上程にあたり、キリスト者遺族の会が結成されました。1973年に始まった「津久井平和のつどい」は、その靖国法案に反対するキリスト者遺族の会と、法案に賛成する日本遺族会のメンバーが「一堂に会して、心情を吐露することから始まった」そうです。同じ地域に住み、同じ苦しみを負っている遺族たちが、真正面から靖国法案の問題に訴えたのです。それは、国に忠義を尽くし、英霊として祀られ、戦争を肯定するのではなく、命を奪われ、命を奪う戦争を二度と起こさないように、どう生きていくか共に考えるためです。

戦争は、「被害者」と「加害者」を生み出します。この「津久井平和のつどい」の原点は、「先の戦争の日本(人)の『加害者性』という問題に訴えること」であり、深い祈りをもって準備され、進められたそうです。今回ツアーに参加し、戦争責任の重さ、自らの罪を知らされました。しかし現在、改憲草案は個人の尊重ではなく、国が前面に押し出されようとする危機にあります。戦争の過ち、悲劇を繰り返すことのないよう、また日々の生活において、命が決して軽んじられることのない世界を願って、福音に立ち、悔い改め、足元から歩いていけるよう祈ります。

天皇の「生前退位」表明による各界の反響とその問題点

明仁天皇が、8月8日、「生前退位」の自分の気持ちを表明したことで、7月16日の産経新聞は、「天皇の『生前退位』の意向を受けて『保守派』の人たちの間で“大分裂”が勃発している。日本会議副会長の小堀桂一郎氏は、『事実上の国体の破壊につながるのではないかとこの危惧は深刻である』」と報道している。

週間 LITERA は「生前退位は、江戸時代後期以前の皇室で行われていた。明治になって、天皇を頂点とする国家神道によって国民を支配しようと考えた政府は、大日本帝國憲法と皇室典範で天皇を終身制にした。『万世一系』の男性血統を国家の基軸に据え、天皇を現人神と位置づけて、途中で降りることを許さなかった。

大日本帝國憲法の復活を目標にしている安倍首相と日本会議は、自民党の憲法改正草案や日本会議の『新憲法の大綱』で、天皇を『国家元首』と規定した。彼らは天皇を神話的な存在に戻し、国民支配の装置として再び政治利用しようという意図をもっており、生前退位を認めることで水泡に帰すために、彼らを中心に反対の大合唱が起こっている。『現人神』たる天皇を頂点とする国家神道の復権を狙う者らから見れば、天皇は『生涯在位』でなければならず、皇室典範の改正や『生前退位』はもってのほかと言う。

小林よしのり氏は、『週刊ポスト』8月19・26日合併号で、『天皇や皇族の方々は、国民の持つ『基本的人権』が奪われている。移動、転居、思想信条、表現、選挙投票の自由まで、我々の持っている自由がない。天皇は国民の奴隷ではないのか？ 天皇は民主主義の『自由』と『平等』という価値に反している。リベラル知識人の中には、天皇を『被差別者』と見て、『天皇を解放すべきだ』という意見を持つ者もいるのに』（8月8日）と記している。

憲法学者の木村草太氏は、「天皇の地位には特殊な政治的影響力がある。生前退位の政治利用を防ぐ目的のために、それを認めない制度にも合理性があろう。しかし天皇といえども、一人の人間である。天皇には、職業選択の自由もなければ、自由な表現活動や宗教活動もできない。それゆえに、生前退位を認め、天皇の人権回復への道を開く必要がある。そのために、政治利用されることを防ぐ明確な基準や厳格な手続きを設ける工夫が必要になる」（朝日8月25日）と言う。

九州大学の横田耕一名誉教授（憲法学）は、天皇の「生前退位」の表明について、「天皇の発意で物事が動く形は望ましくない。国民の側にも、主権者である国民の意思で置いている天皇ではなく、上に戴いているという意識がある。憲法が考えていた象徴天皇の姿とはそういうものではなかったはずで、天皇の問題を主権者であるわれわれはどう考えるか、この機会にきちんと考える必要がある」（NHK8月8日）と語っている。

山折哲雄（宗教学者）は、「天皇の代替りのとき、旧皇室典範では『即位の礼とともに[大嘗祭]を行う』と規定されていたが、昭和22年の新皇室典範ではこの『大嘗祭』規定が削除されている。この国のかたちを考えるにあたって、こんどの天皇の『生前退位』の問題は、伝統ある大嘗祭という儀礼とどのようにかわるのか、重要な課題であると言わなければならない」と指摘している（週刊新潮9月1日号）。

皇室神道においては、大嘗祭によって天照大御神の天孫降臨を継承した天皇となるために、終身制を大原則としている。明仁天皇が「生前退位」すれば、自民党の憲法改正草案が目標としている「天皇を戴く」・「国家元首」（現人神）の規定が崩れることになる。（編集部）

《2016年8月15日東京新聞から》

【いま読む日本国憲法】（特別編）9条や人権 歯止めには 伊藤真弁護士が解説

先の大戦での甚大な犠牲を踏まえてつくられた日本国憲法。九条を筆頭に、二度と戦争を起こさないためのさまざまな規定が組み込まれている。終戦から71年となる15日を前に、連載「いま読む日本国憲法」から、弁護士の伊藤真さんに解説してもらった。

…戦争につながった旧憲法は何が問題だったのか。

「旧憲法は立憲主義と国家神道を利用して国を統治しようとした。立憲主義が不十分で、国家神道は神権天皇制という形で軍部に利用され『国や天皇のために死ぬことは尊い』という考えが浸透していった」。

…日本国憲法の九条には一項の戦争放棄に加え、二項で戦力の不保持、交戦権の否認という世界的に先駆的な規定が盛り込まれたが。…

「その通り。まず九条で軍隊自体を持たないと否定したのは、一番はっきりしている。天皇については一条で国の象徴でしかなく、四条で国政に関する権能を有しないとした。二〇条一項、三項と八九条で政治と宗教の関わりを禁じた。つまり軍隊、宗教、天皇制の三つが戦争へのアクセラとして機能しないようにした」。

…三つのアクセラを封じた以外に何かあるのか。…

「万一、戦争に進もうとしたときにブレーキをかけるため、戦争を否定する憲法の秩序そのものが守られる仕組みもいくつか用意している。『憲法保障』というものである」。

…具体的には。…

「九八条一項で憲法に反する法律は無効と明確にし、九九条で公務員に憲法尊重擁護義務を負わせた。八一条で違憲審査権を裁判所に認め、憲法に反する国家の行為に無効の判決を出せるようにした。四一条、六五条、七六条一項を根拠とする国会、内閣、司法の三権分立も憲法保障である。明文化されていないものでは、政府が憲法に反する行為をする場合、国民が法律上の義務に従わない権利（抵抗権）もある」。

…憲法は基本的人権の尊重も徹底しているわけですね。…

「人々が人権を行使することで、政府の暴走を止めることも可能である。（例えば）二一条の表現の自由がそうである。戦争反対の声を上げても取り締まられないことは、極めて重要な歯止めになる。戦前は学問も武器開発などで軍部に利用されたため、二三条の学問の自由も、戦争をさせない重要な仕組みとあっていい」。「二五条の生存権も極めて重要。軍隊ではなく社会保障にお金を使い貧困・格差をなくすことは、戦争の原因をなくすことにつながる。二六条の教育を受ける権利は、戦前の皇民化教育を反省し、子どもたちが歴史から学べるようにした。普通選挙を保障した一五条は、戦争で最も被害を受ける市民の意志で政治を動かすということだ」。

…九条以外にも、不戦のための仕組みが多いのですね。…

「画期的なのは前文の『平和のうちに生存する権利』だ。人権という、多数決でも奪えない価値としての平和を規定した。一人でも『自分の平和的生存権が侵害される』と司法に訴え、止めることができる」のである。

（安藤美由紀、北條香子記）

<いとう・まこと> 1958年生まれ、東京都出身。法律資格の受験指導をする「伊藤塾」塾長。法学館法律事務所所長、日弁連憲法問題対策本部副本部長。 （編集部）

740号ヤスクニ通信 2016年9月11日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 栗田英昭 編集 川越弘
印刷発行 篠塚予奈（東京告白教会）
〒157-0061 東京都世田谷区北烏山
1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529